

公共建築物等木材利用促進法の改正について ～公共建築物だけでなく、民間建築物を含む建築物一般でウッド・チェンジ！～

本年6月、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律が成立しました。

1 これまでの取組、法律改正の背景

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）は、木造率が低い公共建築物にターゲットを絞り、国が率先して木材利用に取り組みとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促すことにより、民間建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大し、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的として、平成22年に制定されました。

法に基づき、農林水産省及び国土交通省は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を策定し、政府一体となり、公共建築物における木材の利用の促進に取り組んできました。

こうした中で、公共建築物の床面積

ベースの木造率は、法制定時の8.3%から令和元年度には13.8%に上昇し、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている3階建て以下の低層の公共建築物の木造率も、法制定時の17.9%から令和元年度には28.5%に上昇しています（図1）。

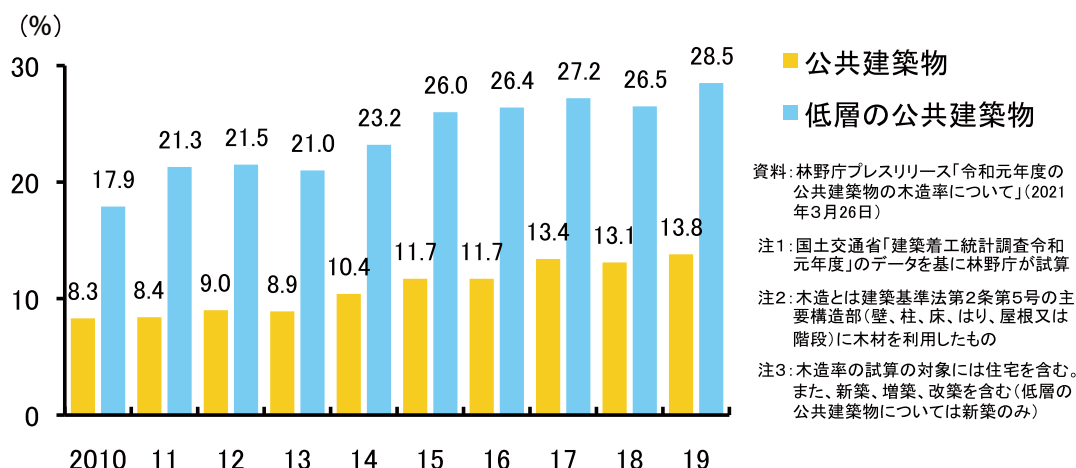
一方で、民間建築物については、木造率の高い低層の住宅以外にも木材の利用の動きが広がりがつつあるものの、非住宅分野や中高層建築物の木造率は未だ低位にとどまっています。

法制定から10年が経過し、その間に、耐震性能や耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化によって、建築物における木材利用の可能性は大きく拡大しました。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進め、人工林の若返りを図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、今般、議員立法での改正法案の検討が進められ、6月11日に国会で成立しました。

▼公共建築物の木造率の推移（図1）



▼木造公共建築物の事例

国の公共建築物



林野庁四国森林管理局 嶺北森林管理署
(木造2階建て庁舎)

地方自治体の公共建築物



魚津市立星の杜小学校 木造3階建て校舎
(写真提供：株式会社 東畑建築事務所)

2 主な法律改正内容

主な改正内容は次のとおりです。改正法の施行日は、今年の木材利用促進月間の始まりに合わせ、令和3年10月1日です。農林水産省では、関係省庁はもとより、地方公共団体や関係団体等と連携し、建築物等におけるさらなる木材利用の推進に取り組んでまいります。

(1) 法律の題名、目的の見直し

題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、目的に「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示するとともに、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

(2) 公共建築物から建築物一般への拡大

基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大します。また、建築物における木材利用を進めていくため、国又は地方公共団体と事業者等が「建築物木材利用促進協定」を締結できるという仕組みを設け、国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対して必要な支援を行います(図2)。

(3) 木材利用促進本部の設置

政府における推進体制として、農林水産省に、農林水産大臣を本部長、関係大臣(総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣等)を本部長とする木材利用促進本部を設置し、基本方針の策定等を行います。

(4) 「木材利用促進の日」、 「木材利用促進月間」の制定

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「木」という字が「十」と「八」に分解できることにちなみ、十月八日を「木材利用促進の日」、十月を「木材利用促進月間」として法定化し、国等は普及啓発の取組を行います。

▼民間建築物における 木材利用の事例



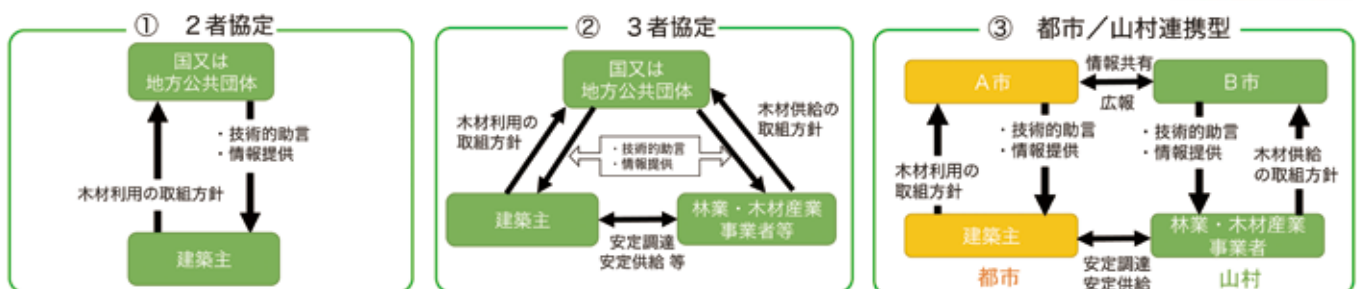
ヒューリック株式会社 銀座8丁目開発計画
(木造と鉄骨造の混構造による高層商業ビル、
CG:隈研吾建築都市設計事務所)



東京海上日動火災保険株式会社 TOKIO MARINE Career Development Center
(内外装の木質化)



▼主な建築物木材利用促進協定のイメージ(図2)



関連情報を林野庁のウェブサイトでご覧いただけます。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

